

令和2年4月 日

保護者の皆様

千代田区教育委員会
教育長 坂田 融朗

新型コロナウイルス感染拡大に伴う対応について

保護者のみなさまには、平素より区教育・保育行政にご協力を賜り、まことにありがとうございます。
このたび、新型コロナウイルス感染者の急増に伴い政府は緊急事態宣言を発令いたしました。区立幼稚園、こども園、保育園等の保育・教育施設での保育につきましては、子どもたちの安全を第一に考え、下記のと通りの対応を取らせていただきます。

記

1 対象期間

令和2年4月9日（木）から緊急事態宣言が解除されるまで

2 対応

原則休園とします。

3 各施設等における対応

(1) 区立幼稚園・区立こども園（短時間）・幼保一体施設（幼稚園・短時間）

ただし、ご自宅での保育が特に困難な場合には、各園にご相談ください。なお、その場合には別途預かり保育料がかかりますのでご了承ください。

(2) 区立こども園（長時間）・幼保一体施設（幼稚園・長時間）・保育園（区立）

なお、ご自宅での保育が特に困難な場合には、各園にご相談ください。保育時間は基本保育時間（7:30～18:30）とし、給食の提供はできませんので、お弁当をご持参となります。

4 その他

(1) 退園換算期間の取り扱いについて

新型コロナウイルスの感染を避けるため園をお休みした期間につきましては入園案内等でご案内している「2か月以上通園しない期間」には含みません。

(2) 感染者が発生した場合の取り扱いについて

新型コロナウイルスの感染者が発生した場合には、その後14日間、当該園を休園することとなります。

《問い合わせ先》

千代田区教育委員会事務局子ども部子ども支援課

電話：03-5211-4229